

浄化槽の使用休止と再開

令和2年4月

- 令和2年4月から、当面の間使用しない状態となる浄化槽は、法律に基づいて届け出ることによって、休止期間中は保守点検、清掃及び法定検査の義務が免除できることとなりました。

休止する場合

- 行政機関に届け出ることができます。
- 届け出は清掃記録を添えて提出してください。
- 清掃は、槽内の汚泥等及び洗浄に使用した水は全量引き出してください。
- 清掃後の張り水は、洗浄水は使用できません。水道水等で高水位まで水を満たしてください。
- 消毒剤は撤去してください。
- 虚偽の届け出をした場合は罰則が適用されます。

再開する場合

- 再開した日または再開したことを知った日から30日以内に届け出をしなければなりません。
- 再開に際して、使用開始直前に保守点検を実施することが望ましく、保守点検を実施した場合は、法律に基づく保守点検となります。
- 届け出をせず、又は虚偽の届け出をした場合は罰則が適用されます。

お問い合わせ先
北海道環境生活部循環型社会推進課・各(総合)振興局
保健所設置市(札幌市、旭川市、小樽市、函館市)
公益社団法人北海道浄化槽協会

浄化槽の休止・再開に関するお問い合わせ先

2020.4.1

問い合わせ先	住 所	電話番号
空知総合振興局（環境生活課）	〒068-8558 岩見沢市 8 西 5	0126-20-0041
石狩振興局（環境生活課）	〒060-8558 札幌市中央区北 3 西 7 道庁別館 5 階	011-204-5823
後志総合振興局（環境生活課）	〒044-8588 倶知安町北 1 東 2	0136-23-1352
胆振総合振興局（環境生活課）	〒051-8558 室蘭市海岸町 1-4-1 む ろらん広域センタービル	0143-24-9576
日高振興局（環境生活課）	〒057-8558 浦河町栄丘東通 56	0146-22-9253
渡島総合振興局（環境生活課）	〒041-8558 函館市美原 4-6-16	0138-47-9437
檜山振興局（環境生活課）	〒043-8558 江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6492
上川総合振興局（環境生活課）	〒079-8610 旭川市永山 6 条 19 丁目	0166-46-5921
留萌振興局（環境生活課）	〒077-8585 留萌市住之江町 2-1-2	0164-42-8432
宗谷総合振興局（環境生活課）	〒097-8558 稚内市末広 4-2-27	0162-33-2921
林-ツ総合振興局(環境生活課)	〒093-8585 網走市北 7 西 3	0152-41-0629
十勝総合振興局（環境生活課）	〒080-8588 帯広市東 3 南 3	0155-27-8527
釧路総合振興局（環境生活課）	〒085-8588 釧路市浦見 2-2-54	0154-43-9153
根室振興局（環境生活課）	〒087-8588 根室市常盤町 3-28	0153-23-6821
環境生活部 環境局 循環型社会推進課	〒060-8588 札幌市中央区北 3 西 6	011-204-5198

保健所設置市

問い合わせ先	住 所	電話番号
札幌市 環境局 事業廃棄物課	〒060-8611 札幌市中央区北 1 西 2	011-211-2927
函館市 環境部 環境推進課	〒040-0022 函館市日乃出町 26-2	0138-51-0798
旭川市 環境部 廃棄物処理課	〒070-8525 旭川市 6 条通 9 丁目	0166-26-1111(内 5221)
小樽市 生活環境部 管理課	〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 12-1	0134-32-4111(内 464)